

厚岸町条例第8号

厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

厚岸町長

三浦 支宏

厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例

厚岸町予防接種費用徴収条例（平成13年厚岸町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条の表肺炎球菌感染症の項中「4,050円」を「5,560円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。